

都道府県労働基準局安全主務課長 殿

労働省労働基準局安全衛生部安全課長

移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用の運用について

標記については、平成11年3月29日付け基発第146号「移動式クレーンのジブ又はフックの相互使用について」（以下「相互使用通達」という。）により示されたところであるが、その運用に当たっては、下記に留意のうえ遺憾のないようにされたい。

記

1 相互使用の対象について

- (1) 第1の1の(2)の「能力」とは、つり上げ荷重及び定格荷重のことであり、移動式クレーンの「能力が同一」とは、例えば、同一メーカーで製造された同一モデルのものであって、荷重表あるいは性能曲線が同一のものをいうものであること。
- (2) 第1の1の(3)の「設置地及び事業の名称」とはクレーン等安全規則様式第21号の移動式クレーン検査証に記載されたものをいうものであること。
- (3) 第1の2の(2)の「特殊上ジブ」とは、ヘビーデューティヘッド、ハンマーヘッド等の名称で呼ばれているもので、別図に示すようなものがあること。
- (4) 第1の2の(3)の「フック」には、フックブロックに補助のシーブ等を組み合わせることにより使用されるフックブロックを含む集合体としてのつり具も含まれること。補助のシーブが組み合わされる場合は、当該つり具の全体としてのみ相互使用できるものであること。
なお、フックについては、相互使用できる移動式クレーンとして第1の1の(2)の「種類、型式及び能力」が同一であることを要さないこととされているが、これは、最大の定格荷重の荷をつり上げる際に使用するフックについては、異なる種類・型式の移動式クレーン(例えば、ホイールクレーンとクローラクレーン)の間でも最大の定格荷重が同一であれば、相互使用することができることとする趣旨であって、最大の定格荷重が異なる移動式クレーンの間での相互使用はできないものであること。
- (5) 第1の3に示す相互使用部材を取り付けることができる移動式クレーンの台数には、帰属機も含まれること。

2 性能検査について

第3の(2)に「性能検査実施日に併せて」とあるが、必ずしも同じ日に性能検査を受けることを要するものではないこと。なお、移動式クレーン検査証の有効期間満了日以前に性能検査を受けた場合の有効期間については、昭和47年12月8日付け基発第780号の記の第4の6により取り扱うこと。

3 製造検査の実施について

- (1) 第4の1の(1)による製造検査の実施に当たっては、実際に相互使用に供されるジブ又はフックを用いることを原則とするが、この際ジブ及びフックへの新たな刻印は要さないこと。ただし、製造者において相互使用を行うジブ又はフックと全く同一仕様のものが用意できる場合は、製造者が所有するジブ又はフックを用いて製造検査を実施しても差し支えないこと。この際もジブ及びフックへの刻印は要さないこと。
- (2) 第4の1の(1)のロの(i)の「継ぎジブの仕様」とは、継ぎジブの長さ及び本数を言い、それらを記載すれば足りること。また「相互使用することが適当であることを示す書面」とは、図面あるいは計算書等第1の1の(4)に示す要件を満たしていることを証する書面のことであり、相互使用を行おうとする移動式クレーンについて変更がなされていて、相互使用部材に刻印がない場合等明細書のみでは相互使用することが適当であることが確認できない場合に添付を要するものであること。
- (3) 第4の1の(1)のロの(ii)の特殊上ジブについても移動式クレーンの明細書に刻印番号を付記させること
- (4) 第4の1の(1)のハによる移動式クレーンの検査証の裏書きについて、製造検査受検機が帰属機となる場合以外は、相互使用を行おうとする既存の移動式クレーンの検査証について裏書は要さないこと。
- (5) 第4の1の(2)による製造検査の実施に当たっては、あらかじめ相互使用部材の帰属機を定めるとともに、製造検査申請時において帰属機以外の移動式クレーンの明細書に第4の1の(1)のロの相互使用部材について記載させること。
- (6) 第4の1の(2)に「同時に製造検査を受けること」とあるが、必ずしも同じ日に製造検査を実施することを要するものではないこと。

4 変更届の取扱いについて

- (1) 第4の2の(1)のロに示す変更届に係る移動式クレーンの明細書への記載は提出者において行うこと。また、変更届が提出された場合は、添付された移動式クレーンの明細書に記載されている内容を確認の上、当該明細書に受付印を押すこと。
- (2) 相互使用を行っている移動式クレーンについて、設置者の異動による相互使用部材に変更があった場合も変更届の提出が必要であること。

5 その他

第2の1に示す「管理台帳」及び2に示す「相互使用部材明細書」について、別添に例を示すので、参考にされたい。

「管理台帳一 (1)」

帰属機及び相互使用部材の受け払い台帳

[]グループ NO. []グループ NO. []グループ NO.
NO.

移動式クレーンの種類							
型式及び枝番							
刻印番号							
本体の運用番号							
[]通し機番							
[]通し機番							
[]通し機番							

部材の運用番号							
部材の名称							
長さ又は能力							
期間 自 至							
場所							
期間 自 至							
場所							
期間 自 至							
場所							
期間 自 至							
場所							
期間 自 至							
場所							
期間 自 至							
場所							

型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。

帰属機の受け払いは、帰属機の列の「部材の運用番号」、「部材の名称」及び「長さ又は能力」欄は、空白であること。

[]には、「継ぎジブ」、「特殊上ジブ」、「フック」の名称を記載する

「管理台帳一 (2)」 1 枚目

定期自主検査の実施状況

[]グループ NO.

[]グループ NO.

[]グループ NO.

NO.

移動式クレーンの種類							
型式及び枝番							
刻印番号							
相互使用の届出年月日							
本体の運用番号							
*1 区分	実施 年月日	*2 場所	*3 検査時の使用 本体運用番号	*4 名称・形状・能力及び部材 運用番号	*5 検査 結果	*6 処置等	管理 者

型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。

[]には、「継ぎジブ」、「特殊上ジブ」、「フック」の名称を記載する。

*1は、月例、年次の区分、*2は、検査した場所。*3は、検査時の装着機

*4は、相互使用部材のうち、検査にて異常のあるものは、枠の下段に記載し、*5の下段交換を要するものに×を、補修をようするものに△印を記載する。なお異常がないものは*4の上段に記載し、*5の上段に○を記載する。

*6は、△、×の場合の処置概要を記載する。

「管理台帳一（4）」

相互使用部材等の補修の実施状況

[]グループ NO. []グループ NO. []グループ NO.
NO.

移動式クレーンの種類						
型式及び枝番						
同上刻印番号						
本体運用番号						
[]の通し機番						
[]の通し機番						

補修等の実施年月日	本体運用番号及び相互使用部材の名称・形状	相互使用部材の運用番号	補修・修理の内容	管理者
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				

[]には、「継ぎジブ」、「特殊上ジブ」、「フック」の名称を記載する。

型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。

「管理台帳一（5）」

性能検査の実施状況

[]グループ NO.

[]グループ NO.

[]グループ NO.

NO.

移動式クレーンの種類						
型式及び枝番						
同上刻印番号						
本体運用番号						
[]の通し機番						
[]の通し機番						

実施年月日	実施場所	種類及び刻印番号又は本体運用番号	性能検査結果及び指摘事項等	処置年月日及び処置状況	管理者
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					
平成 年 月 日					

[]には、「継ぎジブ」、「特殊上ジブ」、「フック」の名称を記載する
 型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。

「管理台帳— (6)

変更検査の実施状況

[]グループ NO.

[]グループ NO.

[]グループ NO.

NO.

移動式クレーンの種類						
型式及び枝番						
同上刻印番号						
本体運用番号						
[]の通し機番						
[]の通し機番						

変更検査等の実施年月日	相互使用部材の名称及び形状	運用番号	変更検査等の実施状況	管理者
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				
平成 年 月 日				

[]には、「継ぎジブ」、「特殊上ジブ」、「フック」の名称を記載する
 型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。
 変更等の「等」には、帰属機の変更、部材の廃止、交換、解除が含まれる。

「管理台帳一 (7)」

移動式クレーン以外での使用状況

継ぎジブグループ NO.

NO.

移動式クレーンの種類				備考
型式及び枝番				
刻印番号				
本体運用番号				
グループ内通し機番				

期 間	本体運用番号	継ぎジブの形状	運用番号	継ぎジブの形状	運用番号	使用状況	管理者
年 月 日から							
年 月 日まで							
年 月 日から							
年 月 日まで							
年 月 日から							
年 月 日まで							
年 月 日から							
年 月 日まで							
年 月 日から							
年 月 日まで							
年 月 日から							
年 月 日まで							
年 月 日から							
年 月 日まで							

型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。

*使用状況には、作業内容等を記載する。特に杭打ち、杭抜きの場合は、パイプロハンマー使用の有無を記載する。

相互使用部材明細書

[]グループ NO. 10 []グループ NO. []グループ NO. 60
NO.

設置者							
移動式クレーンの種類							
型式及び枝番							
つり上げ荷重(t)							
製造検査 年月日							
製造検査済刻印番号							
設置 報告	労働基準監督署名	-----					
	報告年月日						
相 互 使 用	相互使用変更届 年月日						
	変更年月日 (追加)						
	変更年月日 (追加)						
	変更年月日 (追加)						
	備考						
本体機の運用番号							
[]運用の通し機番							
[]運用の通し機番							
[]の通し機番							
相 互 使 用 部 材	項 目						
	継 ぎ ジ ブ	長さ m					
		長さ m					
		長さ m					
		長さ m					
		長さ m					
		長さ m					
		長さ m					
		長さ m					
	特殊上 ジブ	長さ m					
フック	能力 t (質量 t)						

[]には、「継ぎジブ」、「特殊上ジブ」、「フック」の名称を記載する。

型式及び枝番の欄には移動式クレーンのモデル番号を記載する。

()には、帰属機（相互使用機）の追加、削除、